

未定稿

# 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

## Q & A

令和2年9月15日現在版

# 目次

- I 概要 . . . . . P 1
  - 問 1 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）は、どのような内容ですか。
  - 問 2 全ての繁殖雌牛が対象となるのですか。
  - 問 3 繁殖雌牛を導入するたびに交付されるものではないのですか。
  - 問 4 令和 2 年度末に基金残高があれば、令和 3 年度以降も事業は継続されますか。
  
- II 交付対象牛 . . . . . P 2
  - 問 1 交付対象牛の要件は何ですか。
  - 問 2 市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。
  - 問 3 導入時点で 14 か月齢以上の成牛は対象にならないのですか。
  - 問 4 預託牛も対象になりますか。
  - 問 5 奨励金交付対象牛が、同一の奨励金交付対象者において、国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けることはできますか。
  - 問 6 繁殖雌牛の導入・保留及び増頭に係る県・市町村の単独事業との重複は可能ですか。
  - 問 7 交付対象牛の期待育種価が事業年度に判明しなかった場合、期待の期待育種価でもよいか。
  - 問 8 奨励金の交付を受けた繁殖雌牛が事業実施翌年度に死亡（廃用）した場合、奨励金を返還する必要がありますか。
  - 問 9 対象牛の育種価について、ゲノミック育種価での判定でもよいですか。
  - 問 10 相対取引で導入する繁殖用雌牛も対象としてよいですか。
  - 問 11 自家生産の雌牛を 9 か月齢以降に繁殖仕向けとして自家保留する場合、生産者の自己申告で繁殖雌牛としてよいですか。
  - 問 12 借り腹用として交雑種繁殖雌牛に黒毛和種受精卵を移植している場合、繁殖雌牛にカウントしてもよいですか。
  - 問 13 14 か月齢以上の初妊牛の確認書類はどういったものになりますか。
  
- III 交付対象頭数 . . . . . P 6
  - 問 1 交付対象頭数の考え方は何ですか。
  - 問 2 1 生産者当たりの交付対象頭数の上限はありますか。
  - 問 3 期首・期末の頭数はどのように確認するのでしょうか。
  - 問 4 事業年度に育種価等が未判明であり、次年度に判明した場合、当該牛を事業次年度に奨励金対象牛とすることができますか。
  - 問 5 前年 12 月に家畜市場から事業要件を満たす 8 か月齢の雌牛を外部導入した場合、期首頭数の考え方はどうなりますか。
  - 問 6 交付対象頭数の考え方の例を示して欲しい。

IV 奨励金単価 . . . . . P 9

- 問1 交付単価に違いを作った理由は何ですか。
- 問2 単価に差が出る「50頭の経営規模」とはいつの時点の飼養頭数ですか。
- 問3 期首時点の繁殖雌牛飼養頭数の考え方は何ですか。

V 交付対象者 . . . . . P 10

- 問1 交付対象者はどのような者ですか。
- 問2 交付対象者は畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられている必要がありますか。
- 問3 交付対象者の要件として、期首や期末の飼養頭数の制限はありますか。
- 問4 新規就農者や新規参入者も対象となりますか。
- 問5 肉用子牛生産者補給金制度の契約はいつまでに締結する必要がありますか。
- 問6 農協が所有する農場も交付対象者となりますか。
- 問7 A県の生産者が、B県の生産者に預託しながら繁殖経営を行う場合、A県の生産者本人所有の牛だと証明できれば事業対象としてもよいのか。
- 問8 A県の繁殖経営の生産者が、B県で新しく繁殖経営を始める場合、繁殖雌牛頭数を合算した増頭計画の内容で事業へ参加してもよいのか。
- 問9 A県の生産者が、B県で肉用牛繁殖経営を始めた場合は、どちらの県に事業の参加希望を提出すればよいのか。

VI 取組主体 . . . . . P 12

- 問1 取組主体とはどのような者ですか。
- 問2 取組主体は書類整理等をどのように行えばよいのか。

VII 成果目標 . . . . . P 13

- 問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。
- 問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。
- 問3 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。
- 問4 他の畜産クラスター事業（施設整備や機械導入）にも参画している場合、本事業による成果目標は他事業での成果目標に足し上げなくてはいいませんか。
- 問5 目標年度において、市場価格の変動により販売金額が想定より低い場合、どうなりますか。
- 問6 繁殖・肥育一貫経営では、繁殖牛増頭による所得の増加は枝肉販売まで発生せず、3年後ではまだ成果は上がりません。この場合、成果目標をどのように考えればよいですか。
- 問7 成果目標で「子牛の販売額の10%以上の増加」を設定し、目標年度の3年後までに子牛相場の上下があるので、売上などの目標達成が難しい場合は、増頭計画を「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」に再設定する必要がありますか。
- 問8 成果目標の「子牛の販売額の10%以上の増加」については、和牛間交雑の子牛も子牛販売額に含めてよいのか。

問9 成果目標の「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」については、所得を証明する書類するにはどのような書類が必要になりますか

Ⅷ 畜産クラスター計画など . . . . . P 1 5

問1 本事業を活用するためにクラスター計画を修正する必要がありますか。

問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要がありますか。

問3 本事業に取り組むための畜産クラスター計画や取組計画に、「和牛肉の輸出」を記載する必要がありますか。

問4 実施要領第4の1の(1)のアにある「増産計画」とはどのようなものですか。

問5 当該事業に参加するため、畜産クラスター協議会の計画の見直しを行う予定だが、都道府県知事の再認定は必要になりますか。

問6 地域に畜産クラスター協議会がない場合、新たに畜産クラスター協議会を作る必要がありますか。

## I 概要

問1 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）は、どのような内容ですか。

(答)

- 1 牛肉の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を目指すためには、生産基盤の強化を一層図ることが重要です。
- 2 このため、令和元年12月に、和牛の生産量を平成30年度の14.9万トンから令和17年度に30万トンに増やす政策目標を「農業生産基盤強化プログラム」の中で設定しました。
- 3 本事業は、この目標達成に向けて、生産者が一定の要件を満たす繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じ奨励金（17.5万円／頭又は24.6万円／頭）を交付するものです。（参照：Ⅳの問2）

問2 全ての繁殖雌牛が交付対象となるのですか。

(答)

- 1 本事業は、輸出に適した優良な和牛を増産するための繁殖雌牛の増頭を目的としており、全ての雌牛を対象とはしていません。
- 2 繁殖目的で導入・保留する雌牛で、子牛を生産する能力を有し、かつ、自身の子牛を生産することで後代牛の能力を一定水準以上に保つ能力を有する牛に対して奨励金を交付します。（参照：Ⅱの問1）

問3 繁殖雌牛を導入するたびに交付されるものではないのですか。

(答)

- 1 期首（事業実施前年度の1月1日）と期末（事業実施年度の12月31日）の飼養頭数を確認し、増頭実績に応じて奨励金を交付します。（参照：Ⅲの問1）

問4 令和2年度末に基金残高があれば、令和3年度以降も事業は継続されますか。

(答)

- 1 基金に残高があることをもって翌年度以降の事業の継続を保証するものではありません。

## II 交付対象牛

問1 交付対象牛の要件は何ですか。

(答)

- 1 繁殖に供している又は供する予定で、期首（事業実施前年度の1月1日）から期末（事業実施年度の12月31日）の間に導入・保留した雌牛が対象となり、このうち増頭実績に応じて奨励金を交付します。
- 2 さらに、以下の全ての要件を満たす必要があります。
  - ① 黒毛和種、褐毛和種、日本短角種又は無角和種であること。
  - ② 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。
  - ③ 外部導入の場合、導入時点での月齢が満14か月齢未満であること。
  - ④ 当該牛の脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価が、事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等（以下「対象県等」という。）において上位2分の1以上であること。
  - ⑤ 当該牛の枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値の推定育種価又は期待育種価のうち、1つ以上の形質の育種価が、対象県等において上位2分の1以上であること。

問2 市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。

(答)

- 1 本事業は、市場の価格動向等に左右されない、計画的な増頭を支援するため、自家保留の繁殖雌牛も以下の要件を満たしていれば対象となります。
  - ① 月齢が満9か月齢以上であること。
  - ② 品種が黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の和種であること。
  - ③ 当該牛の脂肪交雑の育種価が対象県等において上位2分の1であること。  
当該牛の枝肉重量、ロース芯面積、バラの厚さ、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち、対象県等において上位2分の1が1つあること。

問3 導入時点で14か月齢以上の成牛は対象にならないのですか。

(答)

- 1 本事業は、繁殖に仕向けられる雌牛の総数を増やすことを目的としていることから、導入時点で14か月齢以上の雌牛は、奨励金の対象とはなりません。
- 2 ただし、初妊牛（妊娠鑑定等で妊娠を確認する必要があります）を導入する場合に限り、14か月齢以上の雌牛も対象となります。

問4 預託牛も対象になりますか。

(答)

- 1 本事業を利用する生産者が飼養し、飼養管理に係る経費を負担しているのであれば、預託を受けて飼養管理する場合も交付対象となることができます。
- 2 反対に、種付け等の理由で一時的に外部の農場へ預けている場合等も、その生産者が飼養していることを確認できれば交付対象となることができます。

問5 奨励金交付対象牛が、同一の奨励金交付対象者において、国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けることはできますか。

(答)

- 1 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けている繁殖雌牛は、補助対象外となり、重複して交付を受けることはできませんのでご注意ください。

#### 【主な国庫事業】

- ① 東日本大震災農業生産対策交付金のうち家畜改良体制再構築支援（高能力種畜の導入支援）
- ② 公共牧場和子牛等増産対策事業のうち地方公共団体の公共牧場・試験場等のフル活用
- ③ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
- ④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における家畜の導入
- ⑤ 福島県営農再開支援事業における家畜の導入

#### 【主な機構事業】

肉用牛経営安定対策補完事業の中の、

- ・地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業のうち「中核的担い手育成推進」及び「遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保」、「優良繁殖雌牛導入支援」
- ・肉用牛流通促進対策事業のうち「肉用子牛安定供給対策」

畜産経営災害総合対策緊急支援事業の中の肉用牛経営災害緊急支援対策事業のうち繁殖に供する雌牛の導入支援

問6 繁殖雌牛の導入・保留及び増頭に係る県・市町村の単独事業との重複は可能ですか。

(答)

- 1 可能です。

問7 交付対象牛の期待育種価が事業年度に判明しなかった場合、期待の期待育種価でもよいか。

(答)

- 1 育種価とは血統的つながりと枝肉成績を基に親牛から子牛に伝えられる能力（遺伝的能力）の度合いを数値で表したものであり、検定済種雄牛は産子の枝肉成績から推定した「推定育種価」、後代検定中種雄牛及び育成牛は両親（又は祖父母）の推定育種価から計算した「期待育種価（期待の期待育種価を含む）」になるため、期待の期待育種価による判定も対象とします。

問8 奨励金の交付を受けた繁殖雌牛が事業実施翌年度に死亡（廃用）した場合、奨励金を返還する必要がありますか。

(答)

- 1 本事業は増頭に対する奨励金を交付するものなので、対象牛は財産処分の対象とはなりません。
- 2 ただ、事業申請時に、増頭に応じた成果目標を設定していただきますので、その達成のために計画的な増頭を行っていただく必要があります。

問9 対象牛の育種価について、ゲノミック育種価での判定でもよいですか。

(答)

- 1 推定育種価及び期待育種価が判明していない場合は、近年のゲノミック育種価の活用や普及状況を鑑み、広域的な評価に基づくものであれば対象とします。

問10 相対取引で導入する繁殖用雌牛も対象としてよいですか。

(答)

- 1 導入時点の月齢が14か月齢未満であり、事業要件を満たす繁殖雌牛であれば事業対象となります。

問11 自家生産の雌牛を9か月齢以降に繁殖仕向けとして自家保留する場合、生産者の自己申告で繁殖雌牛としてよいですか。

(答)

- 1 生産者の自己申告になりますが、奨励金対象牛と肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）との重複確認等を行うため、9か月齢以降の雌牛に異動があった場合については、繁殖雌牛台帳内で必ず整理するようにして下さい。



問 1 2 借り腹用として交雑種繁殖雌牛に黒毛和種受精卵を移植している場合、繁殖雌牛にカウントしてもよいですか。

(答)

- 1 繁殖目的に飼養されている交雑種繁殖雌牛では、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種という和種の要件を満たせないため、繁殖雌牛としてカウントすることはできません。
- 2 黒毛和種以外の和種に黒毛和種受精卵を移植する場合には、当該借り腹牛となった雌牛の育種価が子牛に伝達されないため、借り腹牛となった牛を繁殖雌牛としてカウントすることはできますが、奨励金交付対象とはなりません。

問 1 3 14か月齢以上の初妊牛の確認書類はどういったものになりますか。

(答)

- 1 家畜市場名簿では、産次数が出ているので初妊牛の確認ができるとともに、証拠書類として確認書類の1つになるかと思えます。それ以外では、授精証明書ならびに受精卵移植証明書、妊娠鑑定を受けていたら、その証明書も確認書類になります。

### Ⅲ 交付対象頭数

問1 交付対象頭数の考え方は何ですか。

(答)

- 1 交付対象頭数は、繁殖目的として飼養されている雌牛の期末（事業実施年度の12月31日）頭数から期首（事業実施前年度の1月1日）頭数を差し引いた増頭数（期末頭数－期首頭数）のうち、交付対象要件を満たす牛の頭数となります。
- 2 また、飼養状況を確認する手段として、少なくとも、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別情報を経営体ごとに求めることとします。

問2 1生産者当たりの交付対象頭数の上限はありますか。

(答)

- 1 幅広い生産者を対象とするため、一定の上限は必要だと考えており、本事業では、肉用子牛生産コストを下げる50頭規模層を目安とし、1生産者当たりの交付対象頭数は、50頭を上限としました。

問3 期首・期末の頭数はどのように確認するのでしょうか。

(答)

- 1 取組主体において、個体識別情報（トレサ情報）の個体識別番号を照会及び繁殖雌牛台帳により確認します。このため、牛の異動があった場合には、牛の管理者にトレサ情報への異動報告を求めることが重要です。
- 2 肉用牛経営安定対策補完事業においては、事業実施主体によって現畜確認を行っていますが、本事業において現畜確認を行うかどうかは、取組主体の判断となります。
- 3 同一経営体ながら、トレサ情報上の管理者名と事業参加者が異なる場合や牛の移動が多い場合など、トレサ情報で把握できない場合には、現畜確認が有効になります。

問4 事業年度に育種価等が未判明であり、次年度に判明した場合、当該牛を事業次年度に奨励金対象牛とすることができますか。

(答)

- 1 事業実施年度に奨励金交付対象となる頭数は、事業実施年度の上限頭数である50頭とは別に、事業実施年度の前年度の奨励金交付対象の上限頭数50頭から事業実施年度の前年度の奨励金交付頭数を差し引いた頭数又は事業実施年度の前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、合算することができます。

問5 前年12月に家畜市場から事業要件を満たす8か月齢の雌牛を外部導入した場合、期首頭数の考え方はどうなりますか。

(答)

- 1 当該事業は、期首時点（1月1日）と期末時点（12月31日）を比較し、その増頭実績に応じて奨励金を交付する事業になるため、家畜市場等から外部導入をした繁殖雌牛が期首時点で満9か月齢以上であれば、期首頭数としてカウントして下さい。
- 2 期首時点で満9か月齢未満の雌牛の場合は、繁殖に供することを目的として飼養されていることを確認後、期中の増頭分としてカウントすることができますので、期末に向けて繁殖雌牛台帳内で整理をして下さい。

問6 交付対象頭数の考え方の例を示して下さい。

期中保留牛：推定育種価及び期待育種価が判明している自家保留雌牛  
 期中導入牛：推定育種価及び期待育種価が判明している外部導入雌牛  
 期中異動牛：転入、転出、死亡等により異動を行った雌牛

(答)

- 1 新規の補給金契約者で期中に5頭増頭した場合

期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	→	うち奨励金 対象頭数
0頭		0頭	5頭	0頭		5頭		5頭

▶期末頭数の確認までに補給金契約を完了させることが条件になる。

- 2 飼養頭数50頭未満の構成員が期中に5頭増頭した場合

期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	→	うち奨励金 対象頭数
24頭		5頭	2頭	2頭		29頭		5頭

- 3 飼養頭数50頭以上の構成員が期中に10頭増頭した場合

期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	→	うち奨励金 対象頭数
56頭		12頭	3頭	5頭		66頭		10頭

- 4 父名義、息子名義の牛が期末に息子名義となる場合（同一経営体扱い）

	期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	→	うち奨励金 対象頭数
父親	12頭		0頭	0頭	12頭		0頭		0頭
息子	28頭		6頭	0頭	12頭		46頭		6頭

5 親子でそれぞれ独立経営をしており、父親から息子へ一部無償譲渡する場合

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
父親	30頭	0頭	0頭	8頭	22頭	0頭
息子	20頭	4頭	0頭	9頭	32頭	12頭

➤上記の例において、父親から息子へ無償譲渡された繁殖雌牛については、経営の独立（生計が別々、農協の組合口座が独立等）及び所有権の移動（登録で所有権の移動、資産管理台帳等への記載等）が確認でき、親子取引が不正なものではないと判断できることが条件となる。

6 個人経営から法人経営へ経営を変更した場合

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
個人	35頭	0頭	0頭	35頭	0頭	0頭
法人	0頭	8頭	2頭	40頭	45頭	10頭

➤補給金制度の契約者番号はそのまま、個人から法人名に変更した場合、法人化後、登記書写しや定款を取組主体に提出し、引き続き事業に参加することが条件になる。

7 AからBに10頭譲渡し、Aが外部導入で8頭増頭し、補給金契約は別々に契約した場合（経営分離A→B）

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
A	50頭	8頭	0頭	10頭	48頭	0頭
B	0頭	0頭	0頭	10頭	10頭	10頭

8 CからDに10頭譲渡し、Cが自家保留・外部導入で12頭増頭し、補給金契約を別々に契約した場合（経営分離C→D）

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
C	60頭	8頭	4頭	10頭	62頭	2頭
D	0頭	0頭	0頭	10頭	10頭	10頭

9 EからFに10頭譲渡し、Eが事業参加せず、補給金契約を別々に契約した場合（経営分離E→F）

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
E	70頭	0頭	0頭	10頭	60頭	0頭
F	0頭	0頭	5頭	10頭	15頭	15頭

➤Eが今年度事業に参加した場合、期首頭数を維持できていないため、翌年度は事業に参加できない。

#### IV 奨励金単価

問1 交付単価に違いを作った理由は何ですか。

(答)

- 1 現在の繁殖経営をめぐる状況は、繁殖雌牛 50 頭未満の戸数の減少傾向が顕著であり、生産コストを鑑みれば、経営の継続のためには規模拡大が重要です。
- 2 このため、本事業では、子牛の生産コストの高い 50 頭未満の経営体が生産効率の向上を図るために規模拡大することを支援の柱としたところであり、奨励金単価について手厚く設定しました。

問2 単価の差が出る「50頭の経営規模」とはいつの時点の飼養頭数ですか。

(答)

- 1 期首（事業実施前年度の1月1日）の飼養頭数に応じて奨励金単価を決定します。
- 2 したがって、期首において繁殖雌牛飼養頭数が 50 頭未満の生産者は、24.6 万円/頭の奨励金単価となり、50 頭以上の生産者は、17.5 万円/頭の奨励金単価となります。

問3 期首時点の繁殖雌牛飼養頭数の考え方は何ですか。

(答)

- 1 期首時点において満9か月齢以上であり、繁殖雌牛台帳に記載された繁殖に供することを目的として飼養されている又は飼養される予定の雌牛であり、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種）をカウントすることになります。
- 2 また、飼養状況を確認する手段として、少なくとも、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別情報を経営体ごとに求めることとします。

## V 交付対象者

問1 交付対象者はどのような者ですか。

(答)

- 1 交付対象者は、畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員である生産者です。  
(参照：VIの問1)
- 2 したがって、畜産クラスター協議会が存在しない地域においては、協議会を設置し畜産クラスター計画を策定する必要があります。
- 3 また、交付対象者のその他の要件として、肉用子牛生産者補給金制度の契約者である必要があります。

問2 交付対象者は畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられている必要がありますか。

(答)

- 1 取組主体の構成員であり、その増頭について、畜産クラスター計画へ位置づけられていれば、必ずしも中心的経営体である必要はありません。

問3 交付対象者の要件として、期首や期末の飼養頭数の制限はありますか。

(答)

- 1 飼養頭数の制限はありません。例えば、繁殖雌牛の飼養頭数が10頭未満の中小家族経営はもちろん、100頭以上の大規模経営であっても、交付対象者となることができます。
- 2 ただし、いわゆる大企業に該当する経営体（資本金3億円以上、従業員300人以上等）は対象外となります。

問4 新規就農者や新規参入者も対象となりますか。

(答)

- 1 畜産クラスター計画へ位置づけられていれば、対象となります。この場合、期首頭数は0頭となりますので、奨励金単価は24.6万円/頭です。
- 2 なお、肉用子牛生産者補給金制度における契約が必要になります。

問5 肉用子牛生産者補給金制度の契約はいつまでに締結する必要がありますか。

(答)

- 1 参加申込みの段階で未締結の場合は、期末時点までに確実に生産者補給金契約を締結することを条件に認めることとします。また、既に契約を締結している構成員も含めて、契約書の写しを取組主体に提出し、取組主体で増頭計画と併せて整理・保管して下さい。

問6 農協が所有する農場も交付対象者となりますか。

(答)

- 1 増頭が畜産クラスター計画に位置づけられており、肉用子牛生産者補給金制度の契約者であれば対象となります。

問7 A県の生産者が、B県の生産者に預託しながら繁殖経営を行う場合、A県の生産者本人所有の牛だと証明できれば事業対象としてもよいのか。

(答)

- 1 預託契約等の証拠書類により、本人に帰属する繁殖雌牛だと確認・整理できれば事業対象者になります。ただし、預託をする側が飼養管理費として預託金を支払っている場合、預託される側は対象外とします。

問8 A県の繁殖経営の生産者が、B県で新しく繁殖経営を始める場合、繁殖雌牛頭数を合算した増頭計画の内容で事業へ参加してもよいのか。

(答)

- 1 県をまたがって農場がある場合、両県それぞれの畜産クラスター計画に位置づけられている必要があります。一方、生産者補給金交付契約の締結は、A県は生産者本人、B県は代理人という属地主義の契約形態となることから、この場合、両県それぞれの畜産クラスター協議会の構成員として各農場の増頭計画を作成いただき、事業参加をお願いします。

問9 A県の生産者が、B県で肉用牛繁殖経営を始めた場合は、どちらの県に事業の参加希望を提出すればよいのか。

(答)

- 1 生産者補給金交付契約は、肉用子牛の生産者のすべてが指定された協会と締結できるとともに、生産者に対する平等な取扱いが確保されているため、その生産者が当該県に居住（所在）していない場合であっても申込みを拒否できないことから、肉用子牛を飼養している県に代理人を置いて連名で生産補給金交付契約を締結できるB県での事業参加をお願いします。

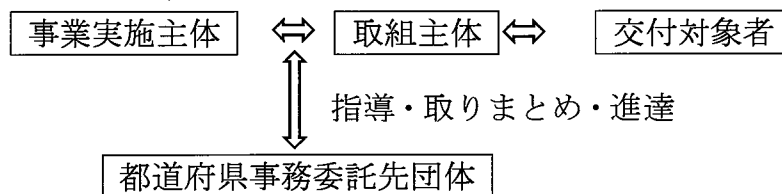
## VI 取組主体

問1 取組主体とはどのような者ですか。

(答)

- 1 取組主体となる団体は、基本的には以下の2つパターンが考えられます。
  - ① 畜産クラスター協議会
  - ② 畜産クラスター協議会の構成員（農業団体など）
- 2 ただし、クラスター協議会の構成員に県や市町村などの地方公共団体が入っている場合もありますが、本事業では、地方公共団体は取組主体になることはできません。
- 3 今後、事業の申請や交付決定等の手続きは、事業実施主体である一般社団法人全国肉用牛振興基金協会と取組主体の間で行うこととなります。

(事業の流れのイメージ)



問2 取組主体は書類整理等をどのように行えばよいのか。

(答)

- 1 取組主体では、事業対象となる繁殖雌牛の増頭確認等の取りまとめを行うため、構成員ごとの生産者補給金契約の書類の写しを保管しているか、期首・期末時点の繁殖雌牛台帳を整理しているか、事業対象牛の育種価要件に該当する書類を保管しているか、個体識別情報（トレサ情報）の写しによる確認、増頭奨励金頭数の確認作業等を行い、都道府県事務委託先団体へ報告して下さい。
- 2 また、取組主体では、繁殖雌牛の増頭確認等を行うに当たって、以下の点を確認し、その書類を保管して下さい。
  - ① 構成員ごとの生産者補給金契約の書類の写し
  - ② 期首・期末時点の繁殖雌牛台帳
  - ③ 事業対象牛の育種価要件に該当する書類
  - ④ 個体識別情報（トレサ情報）の写し



## Ⅶ 成果目標

問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。

(答)

- 1 成果目標については、事業実施年度を含めた3年後に「子牛販売額の10%以上の増加」又は「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」を設定する必要があります。

問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。

(答)

- 1 成果目標は、本事業に取り組む各生産者において設定する必要があります。

問3 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

(答)

- 1 畜産クラスター事業の施設整備事業や機械導入事業と同様、本事業においても要綱等に基づき成果目標の達成状況の報告が必要です。成果目標の達成状況により、必要に応じ、事業実施主体から指導が行われることがあります。

問4 他の畜産クラスター事業（施設整備や機械導入）にも参画している場合、本事業による成果目標は他事業での成果目標に足し上げなくてははいけませんか。

(答)

- 1 それぞれの目標年・基準年に応じて設定すればよく、必ずしも足し上げる必要はありません。

問5 目標年度において、市場価格の変動により販売金額が想定より低い場合、どうなりますか。

(答)

- 1 市場価格の変動により価格が下落しているようなことがあれば、畜産クラスター事業の施設整備や機械導入と同様、販売価格に補正をかけて検証することになります。

※畜産クラスター関連事業Q&A問60参照

(1) 計算式

① 成果目標として「販売額の増加」を設定した場合

販売額＝実績(目標年度)の販売単価×補正係数×実績(目標年度)の数量

販売単価を以下により補正します。

補正後の販売単価：実績(目標年度)の販売単価×補正係数

補正係数 = 全体(※)の事業実施前年度の販売単価

全体（※）の目標年度の販売単価

※都道府県又は国等

② 成果目標として「農業所得又は営業利益の増加」を設定した場合

農業所得又は営業利益＝販売額－生産コスト

上記①と同様に補正した販売額により計算します。

(2) 全体（都道府県又は国等）の販売単価等の考え方

補正に用いる販売単価等は、国又は都道府県等が公表する卸売価格等により把握することとし、利用した資料を添付してください。（農林水産省が公表している統計資料を用いる場合は、資料名の記載でも可とします。）

なお、価格は消費税抜額とし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとします。

問6 繁殖・肥育一貫経営では、繁殖牛増頭による所得の増加は枝肉販売まで発生せず、3年後ではまだ成果は上がりません。この場合、成果目標をどのように考えれば良いですか。

(答)

1 事業実施3年後の段階で、肥育期間中にある素牛の価値を市場等から試算し、所得見込みとして計算することで検証が可能と考えます。

問7 成果目標で「子牛の販売額の10%以上の増加」を設定し、目標年度の3年後までに子牛相場の上下があるので、売上などの目標達成が難しい場合は、増頭計画を「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」に再設定する必要がありますか。

(答)

1 成果目標の再設定は考えていません。3年後に目標達成することを目指して努力していただければと思います。

問8 成果目標の「子牛の販売額の10%以上の増加」については、和牛間交雑の子牛も子牛販売額に含めてよいのか。

(答)

1 生産者毎の検証結果で説明できるようであれば含めて良いこととします。

問9 成果目標の「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」については、所得を証明する書類するにはどのような書類が必要になりますか。

(答)

1 所得を証明する書類について、納税証明書や青色申告書等が考えられます。

## VIII 畜産クラスター計画など

問1 本事業を活用するために畜産クラスター計画を修正する必要がありますか。

(答)

- 1 本事業を活用する場合は、「目的」や「行動計画」の欄に和牛の生産拡大に係る具体的な内容を記載していただく必要があります。
- 2 その際、生産者ごとに記載することが困難な場合は、例えば取組主体ごとに記載しても構いません。

問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要がありますか。

(答)

- 1 要望調査を行った後、正式に交付申請を行っていただきますが、その際には畜産クラスター計画を添付していただく必要があると考えています。

問3 本事業に取り組むための畜産クラスター計画や取組計画に、「和牛肉の輸出」を記載する必要がありますか。

(答)

- 1 畜産クラスター協議会や取組主体として、実際に和牛肉の輸出に取り組む場合は畜産クラスター計画や取組計画にその内容を記載することを妨げませんが、必ずしも本事業の要件ではありません。

問4 実施要領第4の1の(1)のアにある「増産計画」とはどのようなものですか。

(答)

- 1 取組主体が策定する「繁殖雌牛の増頭をすることによって、その結果、和牛肉の増産を行う」ための計画です。
- 2 なお、この計画は本事業のためにクラスター計画とは別途作成してください。

問5 当該事業に参加するため、畜産クラスター協議会の計画の見直しを行う予定だが、都道府県知事の再認定は必要になりますか。

(答)

- 1 補助金交付申請書を提出するまでに知事から畜産クラスター計画の再認定を受けて、事業実施計画に添付する必要があります。

問6 地域に畜産クラスター協議会がない場合、新たに畜産クラスター協議会を作る必要がありますか。

(答)

- 1 地域に畜産クラスター協議会がない場合、地域の畜産クラスター協議会で事業参加しても構いません。地域の畜産クラスター協議会ない場合は、新たに協議会を作らなければ事業に参加することはできません。